

令和 8 年 4 月 29 日
宮崎行政監視行政相談センター

行政相談委員 山口 和代 さんが春の叙勲を受章

令和 8 年 4 月 29 日付けをもって、山口 和代 行政相談委員（延岡市担当）
に対して、永年にわたる行政相談委員活動について顕著な功績が認められ、
春の叙勲が発令されることになりました。

叙勲の伝達式は、5 月 19 日（火）に東京プリンスホテル（東京都港区）で
行われ、その後皇居での拝謁となります。

○ 受章の概要、受章者の略歴

受章者名 : 山口 和代（やまぐち かずよ）
勲 等 : 瑞宝双光章
功 績 : 行政相談功労



担当地区 : 延岡市
行政相談委員委嘱年月日 : 平成 13 年 4 月 1 日（通算委嘱期間 25 年）
表 彰 歴 : 平成 22 年 5 月 13 日 九州管区行政評価局長表彰
平成 26 年 10 月 8 日 総務大臣表彰（行政相談功労）

行政相談委員としての主な活動

- ・ 延岡市なんでも総合相談センターにおいて毎月行政相談所を開設
- ・ 平成 15 年に総務省行政評価局長から男女共同参画担当委員に指名
- ・ 平成 21 年から宮崎行政相談委員協議会の理事



【お問合せ先】

総務省 宮崎行政監視行政相談センター
担 当 : 宮島
電 話 : 0 9 8 5 - 2 4 - 3 3 7 0
F A X : 0 9 8 5 - 2 4 - 3 3 7 1

(参考)

1 行政相談委員とは

行政相談委員法に基づき、総務大臣が委嘱した民間有識者です。

全国に約 5,000 人、宮崎県内では 60 人が配置されています。

国民の身近なところで気軽に相談ができる窓口として、行政などへ苦情や意見、要望を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

具体的には、道路、保険・年金、社会福祉、交通機関など様々な行政分野に関する苦情や意見、要望を受け付けています。苦情の対象となった関係行政機関に対して、具体的な改善を働きかけるなど、国民本位の行政を実現する上で、重要な役割を担っています。

2 受章委員の行政相談委員活動について

山口和代委員は、延岡市担当の行政相談委員として、平成 13 年 4 月に委嘱され、延岡市なんでも総合相談センターにおいて、毎月、行政相談所を開設し、地域住民から相談を受け付けています。

山口委員は、平成 15 年に総務省行政評価局長から男女共同参画担当委員に指名され、男女共同参画に関する相談の受付、対応、県内の行政相談委員に対する苦情解決のための助言なども行っています。

また、山口委員は、平成 21 年から現在まで、宮崎県内の行政相談委員で組織する宮崎行政相談委員協議会の理事を務めており、この間、行政相談委員の資質の向上や、後輩委員の指導・育成に取り組むなど、県内の行政相談委員における指導的役割を果たしています。

3 叙勲伝達式について

(1) 伝達式：令和 8 年 5 月 19 日（火） 午後 0 時
東京プリンスホテル（東京都港区）

(2) 拝 謁：令和 8 年 5 月 19 日（火） 午後 3 時 30 分
皇居



行政相談シンボルマーク



行政相談マスコット
キクーン

参考：山口委員の行政相談委員活動例

山口委員は、500件を超える相談に対応してきたほか、以下のとおり、総務大臣に対し行政相談委員意見(注1)を述べ、制度や行政運営の改善に貢献しています。

委員意見①「父子家庭にも遺族基礎年金を支給すべきである。」(平成21年度提報)

(意見提報当時、給付を受けることができる遺族として、遺族厚生年金及び遺族共済年金では「配偶者」と規定されている一方、遺族基礎年金では「妻」とのみ規定されており、制度間で不平等があるとの問題意識)

<結果>

同様の行政相談事案と共に総務省の行政苦情救済推進会議(注2)に付議され、その後、総務省から厚生労働省に対して、「遺族基礎年金の男女差の解消」などの必要性について通知が行われました。

これを受けて、厚生労働省は検討を進め、新年金制度の決定に伴う国民年金法の改正により、遺族基礎年金の支給対象が父子家庭にも拡大されました。

委員意見②「労働基準監督署が通知する『保険給付・特別支給金の決定通知書』に記載されている文字が小さく判読しづらいため改善すべきである。」

(平成23年度提報)

<結果>

総務省から厚生労働省に対して通知された結果、支給決定通知書が支給振込通知書と一括して圧着式はがきにより送付される仕組みに改正される機会に合わせて、文字の大きさが、旧様式の8ポイントから新様式の9ポイントに拡大されました。

(注)1 行政相談委員は、相談活動を通じて得られた様々な行政運営上の改善についての意見を総務大臣に述べることができ(行政相談委員法第4条)、総務省から各府省に通知されるなど、行政運営の改善に役立てられています。

2 総務省に申し出られた行政相談を端緒として、制度及び行政運営の基本に係るもの等について、有識者から意見を聴取し、その的確かつ効果的な改善を推進する会議です。現在は、「行政改善推進会議」に改名されています。